

佐 本 交 企 発 第 6 6 号
令 和 2 年 4 月 9 日

各 所 属 長 殿

保 存	30年(令和32年3月31日まで)
有 効	令和32年3月31日まで
企画第一係	

交 通 部 長

**道路交通法の一部を改正する法律の施行等に伴う交通警察の運営に
ついて（通達）**

令和元年6月5日に公布された道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第20号）のうち、自動車の自動運転の技術の実用化に対応するための規定については、本年4月1日から施行された。

また、これに伴う、道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第109号）、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和2年内閣府令第29号）及び交通の方法に関する教則及び交通安全教育指針の一部を改正する件（令和2年国家公安委員会告示第15号）の規定も、同日から施行された。

これらの改正の趣旨、内容及び留意事項は別紙のとおりであるので、改正規定が円滑かつ適切に施行され、所期の目的が達成されるよう、関係事務の運営に万全を期されたい。

別紙

(凡例)

- 「法」 : 道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第20号）による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号）
- 「令」 : 道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第109号）による改正後の道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）
- 「府令」 : 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和2年内閣府令第29号）による改正後の道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）
- 「車両法」 : 道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）による改正後の道路運送車両法（昭和26年法律第185号）
- 「細目告示」 : 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和2年国土交通省告示第463号）による改正後の道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）

1 趣旨

国内外の自動車メーカー等において、令和2年頃までにSAEレベル3の自動運転システムを備えた自動車を実用化する目標を掲げて技術開発が進められていることなどに鑑み、所要の規定を整備したものである。

2 内容

(1) 自動運行装置の定義等に関する規定の整備

自動運行装置の定義等に関する規定を整備することとした（法第2条第1項第13号の2及び第17号）。

(2) 作動状態記録装置による記録等に関する規定の整備

ア 警察官は、整備不良車両に該当すると認められる車両が運転されているときは、当該車両の運転者に対し、作動状態記録装置（車両法第41条第2項に規定する作動状態の確認に必要な情報を記録するための装置をいう。以下同じ。）により記録された記録の提示を求めることができることとした（法第63条第1項）。

イ アの場合において、警察官は、当該記録を人の視覚又は聴覚により認識することができる状態にするための措置が必要であると認めるときは、当該車両を製作した者等に対し、当該措置を求めることができることとした（法第63条第1項）。

ウ 自動車の使用者等は、自動運行装置を備えている自動車で、作動状態記録装置によりアの情報を正確に記録することができないものを運転させ、又は運転してはならないこととした（法第63条の2の2第1項）。

エ 自動運行装置を備えている自動車の使用者は、作動状態記録装置により記録された記録を、内閣府令で定めるところにより保存しなければならないこととした（法第63条の2の2第2項）。

オ 法第63条の2の2第2項に規定する作動状態記録装置による記録は、当該作動状態記録装置において、細目告示別添123「作動状態記録装置の技術基準」3.

3. 1. に規定する期間保存しなければならないこととした（府令第9条の2）。

(3) 自動運行装置を使用して自動車を運転する場合の運転者の義務に関する規定の整備

ア 自動運行装置を備えている自動車の運転者は、当該自動運行装置に係る使用条件（車両法第41条第2項に規定する条件をいう。以下同じ。）を満たさない場合においては、当該自動運行装置を使用して当該自動車を運転してはならないこととした（法第71条の4の2第1項）。

イ 自動運行装置を使用して自動車を運転する運転者が、当該自動運行装置に係る使用条件を満たさなくなった場合等において、直ちに、そのことを認知するとともに当該自動運行装置以外の当該自動車の装置を確実に操作することができる状態にあるなどのときは、当該運転者については、法第71条第5号の5の規定は、適用しないこととした（法第71条の4の2第2項）。

(4) 罰則、反則金及び基礎点数に関する規定の整備

ア 自動運行装置に係る整備不良車両の運転の禁止に違反した者、(2)アの記録の提示を拒んだ者、(2)ウ、エ及び(3)アの規定に違反した者に3月以下の懲役又は5万円以下の罰金を科すこととした（法第119条第1項第6号、第7号の2及び第9号の3）。

イ 過失により(3)アの規定に違反した者に10万円以下の罰金を科すこととした（法第119条第2項）。

ウ 自動運行装置に係る整備不良、作動状態記録装置不備及び自動運行装置使用条件違反についての反則金の額を、それぞれ、大型車については1万2千円、普通車については9千円、二輪車については7千円、原付車については6千円とするとともに、これら違反行為に付される基礎点数を2点とすることとした（法別表第2並びに令別表第2及び別表第6）。

3 留意事項

自動運行装置を使用する運転者等の義務に関する規定の整備に伴い、警察職員に対する教養を徹底すること。また、関係機関・団体等と連携して、自動運行装置を使用した運転上の留意事項等について、広報啓発に努めること。

4 施行期日

令和2年4月1日